

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

認知症である要介護利用者が、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

また、認知症である要支援利用者が、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び地域住民等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の概要

運営主体	社会福祉法人あやまユートピア
代表者	理事長 松本直明
所在地	三重県伊賀市馬場 600 番地
電話番号	0595-43-2300
法人が行う事業	第1種社会福祉事業 指定介護老人福祉施設「ぬくもり園」 第2種社会福祉事業 指定短期入所生活介護事業「ぬくもり園」 指定通所介護事業「あやま老人デイサービスセンター」 指定居宅介護支援事業「あやま在宅介護支援センター」
開設年月日	平成10年4月1日

3. 事業所の概要

事業所名	グループホーム あやま
所在地	三重県伊賀市馬場 1128 番地
電話番号	0595-43-9110
mail	gh-ayama22@nukumorien.com

事業の種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所の許可指定日	令和4年10月1日（事業所番号 2491200248 ） （生活保護法の事業所指定あり）
管理者	齋木愛美子

- (1) 入居定員 9名
1ユニット 9名

(2) 設備の概要

事業所は、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、全室、個室となっています。心身の状況により居室の変更をして頂く場合もありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、その際はあらかじめご連絡させていただきます。

設備の種類	数	面積（㎡）
居室	18	10.80～11.96
台所・食堂・居間	2	82.95～84.75
トイレ	8	2.04～5.40
洗濯室	1	15.55
浴室	2	6.18
脱衣室	2	8.36
スタッフルーム	1	15.44
玄関	1	23.40
倉庫	2	9.00～10.00
相談室	1	10.00
事務室	1	23.60

(3) 職員の配置状況

職種	職務内容	人数等
管理者	事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について必要な指揮命令を行います。	常勤1名 （計画作成担当者及び介護職員と兼務）
介護職員	利用者の入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、支援を行います。	9名（常勤9名内兼務1名）
看護職員	利用者の健康管理を行います。	1名

計画作成担当者 (介護支援専門員)	認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、介護計画の実施状況の把握及び他の関係する機関等との連絡、調整を行います。	常勤１名 (管理者及び介護職員と兼務)
----------------------	--	------------------------

(4) 主な職員の勤務体制

職種	勤務体制	
管理者	日勤	８：３０～１７：３０
介護職員	早出	７：００～１６：００
	日勤	８：３０～１７：３０
	遅出	１２：３０～２１：３０
	夜勤	２１：１５～ ７：１５

4. 利用基準

利用者が次のすべてに該当する場合に、グループホームあやまの利用ができます。

- ① 要支援２又は要介護１以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 本重要事項説明書に定めることを遵守すること。

5. サービスの内容及びその提供

(1) 事業所は、利用者に対して下記の各種サービスを提供します。ただし、これらのサービスは内容ごとに区分することなく全体を包括して提供します。

- ① 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画の立案
- ② 入浴・排泄・食事・着替え等の介護
- ③ 日常生活上の世話、支援
- ④ 日常生活の中での機能訓練
- ⑤ 相談・援助

種 類	サービス内容
食事サービス	栄養、利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 食事時間帯(ただし、食事時間の制限は行いません。) 朝食 ８：００～ 昼食 １２：００～ おやつ １５：００～ 夕食 １７：００～
介護サービス	介護計画に基づいた排泄、入浴、食事、着替え等のサービスを利用者の心身状況に応じながら行います。 排泄:利用者の身体的・精神的状況に応じて適切な排泄介助を行

	うとともに、排泄の自立を促す援助を行います。 入浴:入浴又は清拭を週2回以上行います。
日常生活上の世話	離床・着替え・整容・家事(掃除・洗濯)・食事(摂取介助・配膳・下膳)などの援助を行います。
機能訓練	日常生活における機能訓練
生活サービス	創意と工夫を生かして、利用者の自立を目指した生活援助(相談援助・季節に応じた催しなど)を利用者とともに行います。
行政サービス代行	利用者、代理人又は利用者の家族が行うことが困難な場合、手続き等の代行を行います。

(2) 介護保険サービス外サービスとして、下記のサービスを提供しますが、別途、費用負担が必要となるサービスも含まれます。

種 類	サービス内容
サービス内容	理容美容サービス(実費)・日常生活用品の購入代行・外出同行(代理人又は利用者の家族が行うことが困難な場合同行を行います。交通費等実費(ガソリン代37円/km、駐車場代)

※通院・入退院時の送迎等

・協力医療機関への通院介助につきましては、当事業所にて対応させていただきます。その際は別途ご負担いただく費用は発生しませんが、利用者、家族等が協力医療機関以外への通院を希望され、当事業所職員が通院介助を行う場合は、上記、交通費等をご負担いただきます。

なお、通院・入退院時の送迎につきましては、原則として代理人又は利用者の家族により行っていただくようご協力をお願いいたします。

また、入院中の対応は、介護保険サービスの対象外となりますので、代理人又は利用者の家族でお願いいたします。

6. 利用料金

※利用料金については、【重要事項説明書・別紙】を参照下さい。

7. 支払方法

施設費用のお支払いは1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日頃ご請求いたします。20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- | | |
|----|---|
| ア) | 当事業所の窓口での現金支払い |
| イ) | 下記指定口座への振り込み
北伊勢上野信用金庫阿山町支店 普通 口座番号 101997
口座名 社会福祉法人あやまユートピア 理事長 松本 直明 |
| ウ) | 金融機関口座からの自動引き落とし |

ご利用できる金融機関

伊賀ふるさと農業協同組合

＊ 手続きが必要なため、事前に申し出が必要です。

8. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者は、管理者その他の従業者による指導又は指示に従うとともに、事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- ② 利用者は、外出を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ること。
- ③ 利用者は、事業所の整理、整頓その他環境衛生を保持するため、事業所に協力すること。
- ④ 利用者は、事業所が定める遵守事項に従うこと。

9. 造作・模様替え等の制限

- (1) 利用者及び利用者代理人は、居室の造作・模様替えをするときは、事業者に対してあらかじめ書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費は利用者及び利用者代理人の負担とします。
- (2) 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- (3) 利用者及び利用者代理人は、自居室以外の事業所内の造作・模様替え等をしてはなりません。

10. 契約の終了

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了した日以降において、利用者又はその家族の意向若しくはやむを得ない理由により、事業者が提供したサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- ① 要介護等認定更新において、利用者が自立（非該当）もしくは要支援1と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は利用者代理人が本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者が病気の治療等により3か月を超えて認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の利用ができなくなることが見込まれ、かつ、その転移先の受け入れが可能となったとき

ただし、利用者が3か月を超えて認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の利用ができなくなることが見込まれる場合でも、利用者又は利用

者代理人と事業者の協議の上、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。

- ⑥ 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

11. 利用者の解約権

- (1) 利用者は事業者に対して、契約満了希望日の30日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- (2) 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- ② 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

12. 事業者の解約権

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当の期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払わない場合
- ③ 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 介護現場におけるハラスメントの定義に準じ、契約者及び家族が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、この契約が継続し難いほどの背信行為「身体的暴力（たたく等）・精神的暴力（大声を発する・怒鳴る等）・セクシャルハラスメント（必要なく手や腕を触る・職員に対して性的な言動や不快な言動等）・カスタマーハラスメント（暴言・暴力・悪質なクレーム・不当な要求等著しい迷惑行為等）」を行い、その状態が改善されない場合

13. 契約終了時の援助

契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

14. 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関等に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速みやかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関等

伊賀市立上野総合市民病院

生田病院

河合診療所

岡田歯科医院

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には緊急連絡先としてご記入いただいた連絡先に連絡します。

15. 非常災害対策

- (1) 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
- (2) 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、年2回以上（内1回は夜間又は夜間想定）の避難、救出その他必要な訓練を行います。

16. 感染症対策

- (1) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回以上定期的に実施するとともに新規採用時には感染対策研修を実施します。
- (2) 以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

17. 緊急時の対応

従業員は、現に指定認知症対応型共同生活介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告します。

なお、主治医又は協力医療機関への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

18. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、マニュアルに基づき必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。

また、事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめマニュアルを整備するとともに、「事故対応委員会」を設置し、当該委員会において事故発生の原因を解明し、再発生を防止のための検討を行います。
- (3) 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととします。

19. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

20. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

21. 身体的拘束の禁止

- (1) 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ります・
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上定期的に実施するとともに、新規採用時には必ず当該研修を実施します。
- (3) 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型生活介護等の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者又は運営推進会議における評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ることとします。

22. 虐待防止について

(1) 事業者は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 当該事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことできる）を定期的に開催するとともに、その結果については従業者に周知徹底を図ります。
- ② 当該事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 当該事業所において、従業者に対し、虐待を防止するための研修を年2回以上定期的に実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置きます。

23. 苦情相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

① グループホーム あやま

ご利用相談室 窓口担当者：斎木愛美子（管理者）

ご利用時間 月～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 0595-43-9110

② 社会福祉法人 あやまユートピア

第三者委員 宮寄 美政 0595-45-4016

伊室 春利 090-7699-7732

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

① 伊賀市健康福祉部 介護高齢福祉課

所在地 伊賀市四十九町 3184 番地

電話番号 0595-26-3939

FAX 番号 0595-26-3950

受付時間 8：30～17：15（月曜日～金曜日、12月29日から1月3日、祝日を除く）

② 三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課 介護障害福祉課

所在地 津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館2階

電話番号 059-222-4165（専用電話）

FAX 番号 059-222-4166

受付時間 9：00～17：00（月曜日～金曜日、12月29日から1月3日、祝日を除く）

③ 三重県福祉サービス運営適正委員会

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

所在地 津市桜橋 2 丁目 1 3 1 番地

電話番号 059-224-8111

FAX 番号 059-213-1222

受付時間 9：00～17：00（月曜日～金曜日、12月29日から1月3日、祝日を除く）

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける機関です。

24. 損害賠償について

事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用契約書第10条の規定に基づきその損害を賠償します。

25. 業務継続計画の策定

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する適切な業務の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上定期的に実施するとともに、新規採用時には別に研修を実施します。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し本書面を交付しました。

<事業所>

所在地 三重県伊賀市馬場1128番地

事業所 グループホーム あやま
(指定番号 2491200248)

管理者 齋木 愛美子

説明者

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについて説明を受けその内容に同意し本書面を受領しました。

<利用者>

住 所

氏 名

<署名代行者>

私は、利用者本人の意思を確認した上で利用者に代わってその署名を代行いたします。

住 所

氏 名 (続柄)

署名代行理由

<利用者代理人>

住 所

氏 名